海産物販売業者から突然電話があり「売れなくて困っている。格安にするので何とか買ってほしい」と勧誘を受けた。断っても「損はさせない」としつこく言われ、サケの切り身やホタテ、カニなどの海産物セット２万円を購入してしまった。その後、どんなものが来るか心配になり、断ろうと何度電話しても連絡がつかない。

（70 歳代　女性）

海産物の電話勧誘販売や送り付けのトラブルに関する相談が多く寄せられています。電話勧誘を受けた際に海産物の購入を断っていても、事業者から一方的に送ると告げられて電話を切られるケースや、着信番号を変えて何度も電話をしてくるケースなど、執拗かつ強引な勧誘が見受けられます。また、突然海産物が代引き配達で届き、同居している家族が代金を支払ってしまったというケースもあります。

断ったにもかかわらず、送り付けられた商品については、代金は支払わず、送り主の名称や所在地をメモしてから、「受け取り拒否」をしましょう。

海産物の購入を強引に勧めるトラブルの多くは電話がきっかけとなっており、比較的自宅にいることが多い 70 歳以上の高齢者が被害に遭いやすい傾向があります。事業者からの電話勧誘を受けて契約をした場合は、特定商取引法に定める「電話勧誘販売」に該当します。もし、電話で海産物の購入を承諾してしまっても、特定商取引法に定める書面を受け取った日から８日以内であれば、書面またはメールなどによりクーリング・オフで契約解除することができます。

万が一、契約や解約に際し、業者とトラブルになった場合や不安に思った場合には消費者生活相談窓口・消費者ホットライン(電話番号 188)にご相談ください。